

# 君津市廃棄物減量等推進審議会の概要

## 1 設置根拠

### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

### (2) 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

第9条 廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、君津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## 2 所掌事務

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項の調査及び審査

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること  
現計画：令和元年度→令和10年度  
見直し：概ね5年ごと（本年度、見直しを実施）
- ・ ごみ、し尿の収集方法、処理方法、処理手数料等

## 3 委 員

### (1) 定 数：15人以内

（構成 市議会議員、学識経験者、事業者の代表者、市民の代表者のほか、市長が必要と認める者）

### (2) 任 期：2年（再任は妨げない）

（令和4年11月1日～令和6年10月31日）

## 4 運 営

### (1) 定足数：委員の半数以上

（君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行規則第3条）

### (2) 議 決：出席委員の過半数（            ”            ）

### (3) 開 催：年間1～3回程度

## 5 報 酬 等

### (1) 報酬額：会長 8,600円、副会長・委員 7,700円

### (2) 旅 費：費用弁償

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）